



太陽光発電施設の設置に関する 景観形成ガイドライン



太陽光発電施設の設置に関する景観形成

ガイドライン策定の目的

本県は、景観法に基づく熊本県景観計画及び景観条例施行規則において、令和4年4月から太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置づけ、国・県が推進するエネルギー政策と調和のとれた良好な景観形成を目指しています。(令和4年10月1日より適用)

景観計画には、太陽光発電施設の設置にあたり、遵守いただきたい景観形成の基準を定めていますが、定性的な記載が多く、設置者(事業者)との共通認識を持つことが難しい部分があります。

そこで、事業計画の策定にあたり、設置者(事業者)が周辺地域の景観保全への寄与等景観への配慮が行いやすいよう景観形成基準の内容をより具体的に示した「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。))を策定することにしました。

このガイドラインは、太陽光発電施設に関する景観形成基準に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものです。

設置者(事業者)は、このガイドラインに沿って事業計画を進めることで、できる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。



太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの構成

景観形成基準

行為にあたって守るべき基準

- ◇景観計画に規定する基準及び色彩、配置などの基本的な内容



配慮事項

(チェック項目)

良好な景観形成のために配慮すべき事項

- ◇基本的な内容について、「色彩、素材」「規模、配置、緑化等」などに関して具体的に配慮すべきチェック項目

ガイドライン

配慮が望まれる景観

太陽光発電施設の設置に際しては、

- 山なみ、丘陵、河川、湖沼等自然景観
- 主要な眺望点からの眺望景観
- 史跡、名勝等歴史・文化的景観
- 棚田、果樹園、森林等農山村の田園風景等
- 市街地、住宅地等街なみ景観

への影響等が懸念されることから、設置者（事業者）ができる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

景観法に基づく届出制度

景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等を事業者等が設置する場合に、景観法に基づき設定した景観形成基準（周辺の基調となる景観との調和を図る基準のこと）に適合するよう届出を行っていただくことで、良好な景観形成へ誘導を図るための制度です。

届出の種類

種類	大規模行為に係る行為の届出	景観形成地域における行為の届出	特定施設届出地区における行為の届出
届出対象行為	建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更を行う場合等		特定施設（地区の景観を形成するうえで重要な要素となる施設）を設置する場合等
範囲	県下全域 （景観形成地域、特定施設届出地区を除く）	指定された3地域	指定された主要幹線道路の沿道の区域
規模	メガソーラーなど景観上影響の大きい一定規模以上のもの	すべての規模 ※届出不要の規模のものを除く	

※景観行政団体及び自主条例制定市町村である各市町村の区域については、各市町村へお問い合わせください。

適用対象の範囲

本ガイドラインが対象とする太陽光発電施設とは、土地に自立して設置するものに適用します。

行為の種類	景観形成基準及び届出の種類
土地に自立して設置するもの	「工作物」の景観形成基準を適用
建築物の屋上・屋根等に設置するもの	「建築物」の景観形成基準を適用 (本ガイドラインの対象外)

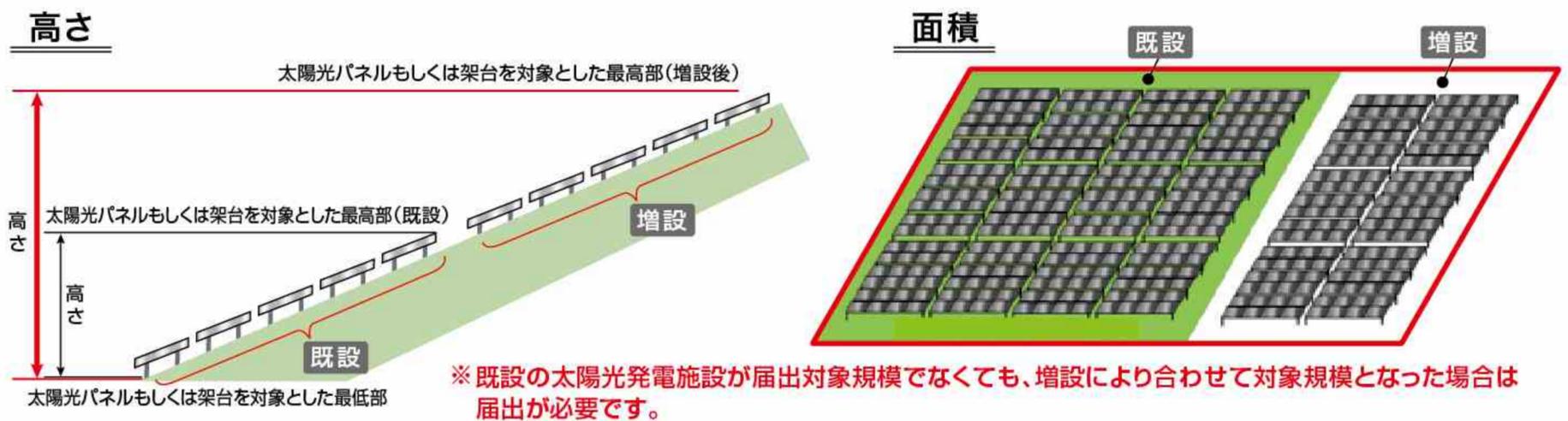
土地に自立して設置する太陽光発電施設は、熊本県景観条例及び同施行規則により「工作物」として位置付けられており、工作物としての届出が必要です。

また、建築物の屋上・屋根等に設置するものは、建築設備にあたるため、建築物としての届出が必要となります。

景観計画区域内における太陽光発電施設の届出対象行為の規模

区分等	届出対象行為の規模	
景観計画区域 (景観形成地域及び特定施設届出地区を除く)	高さ	高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13メートルを超えるもの
	面積	その敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)1,000平方メートルを超えるもの
景観形成地域 特定施設届出地区	高さ	高さ1.5メートルを超えるもの
	面積	事業区域100平方メートルを超えるもの

太陽光パネルを増設する場合の考え方(例)



景観形成基準(太陽光発電施設に関する事項を抜粋)

太陽光発電施設を設置される場合は、以下の「共通事項」と各景観届出対象行為に関する「特定事項」に記載のある景観形成基準に基づき、景観配慮をお願いします。



1. 共通事項

事項	基準	
外観	意匠	●太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
	色彩	●太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。
	材料	●太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。
敷地の緑化	●敷地内は極力緑化に努めること。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 ●太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。	

2. 特定事項

(1) 大規模行為(工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)に関する景観形成基準

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、設置する自治体及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び附帯施設に関する景観形成基準

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化に努める。 スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。

(3) 景観形成地域の景観形成基準

A 熊本空港周辺景観形成地域

- 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。

B 天草景観形成地域、水俣・芦北景観形成地域

- 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
- 海岸線には設置しないように努めるものとする。

良好な景観形成のための配慮事項（チェック項目 ）

(1) 規模、配置、緑化等

- ① 太陽光発電施設の高さについては、高さを抑え、周囲に設置する柵や植栽から突出しないようにすること。特に景観形成地域及び特定施設届出地区においては、道路からの視点の移動を考慮し、2m以下となるよう高さを抑え、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すこと。 ①
- ② 太陽電池モジュールは向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ②
- ③ 周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ（10m以上が望ましい）後退して配置するなどの工夫により、周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け直接見えないよう目隠しを行うなど、できるだけ目立たないようにすること。 ③
- ④ 山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地での設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状に違和感を与えないこと）。また、周辺自治体への景観支障とならないようにすること。 ④
- ⑤ 海岸線を有するエリア及び砂浜や防砂林等で構成される海辺においては、周辺から太陽光発電施設が見えないような位置とするとともに、海側の眺望に配慮すること。 ⑤
- ⑥ 太陽光発電施設が、歴史的資源等に近接する場合は、太陽電池モジュールの配置の工夫や、植栽による修景など、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。 ⑥

(2) 色彩、素材

- ⑦ 太陽電池モジュールの色彩は、フレーム、架台及び脚部等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とするとともに、周辺から視認可能な場合は周囲の景観と調和した色彩とすること。 ⑦
- ⑧ 太陽電池モジュールは、低反射性のもの又は防眩処理を施したものを使用し、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。 ⑧

(3) その他

- ⑨ 架台、脚部については、仮設的な構造物を避けるなど、周辺景観との調和に配慮したものとすること。 ⑨

■ 維持管理

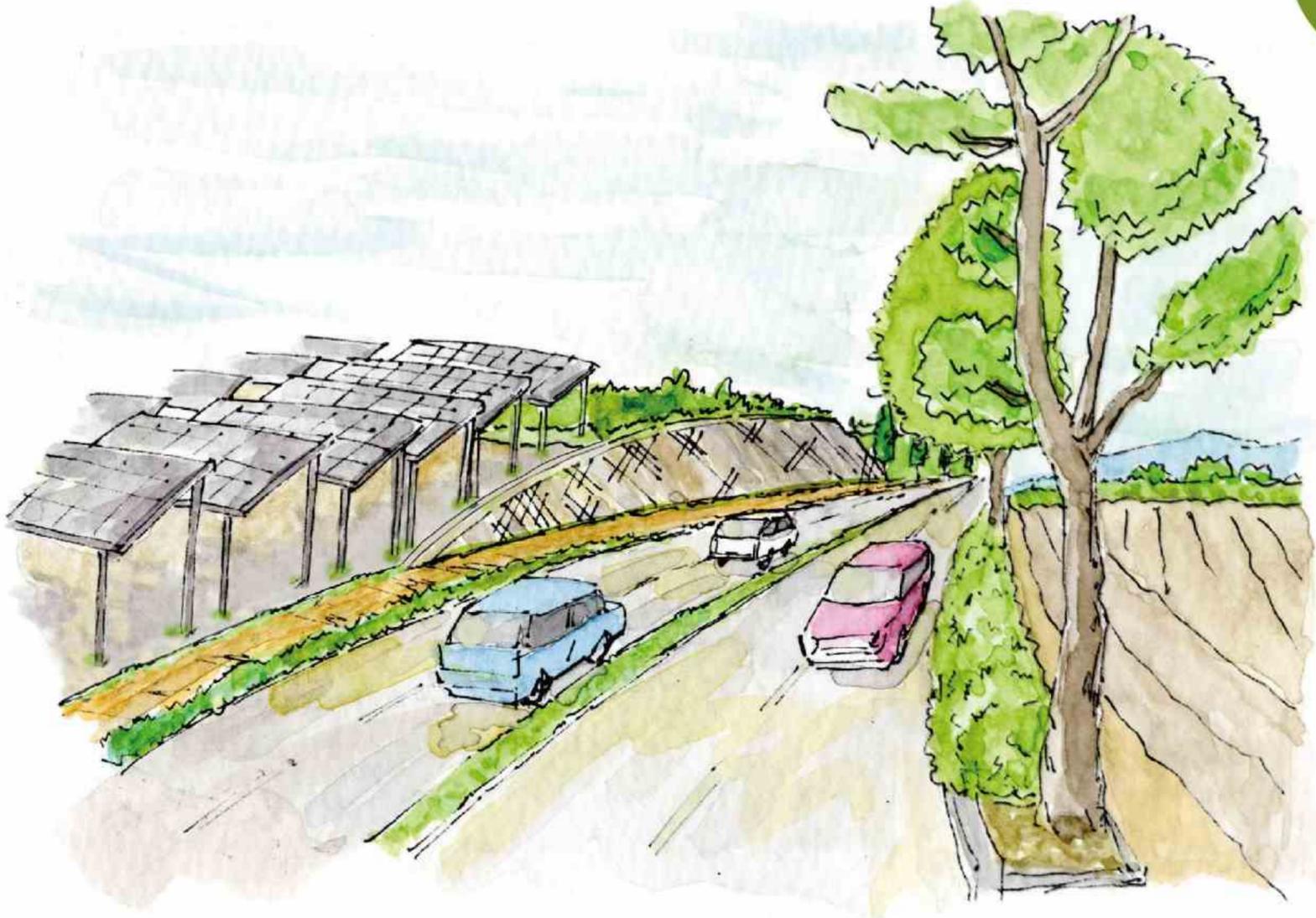
太陽光発電施設（附属設備を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努めること。

■ 景観法に基づく届出

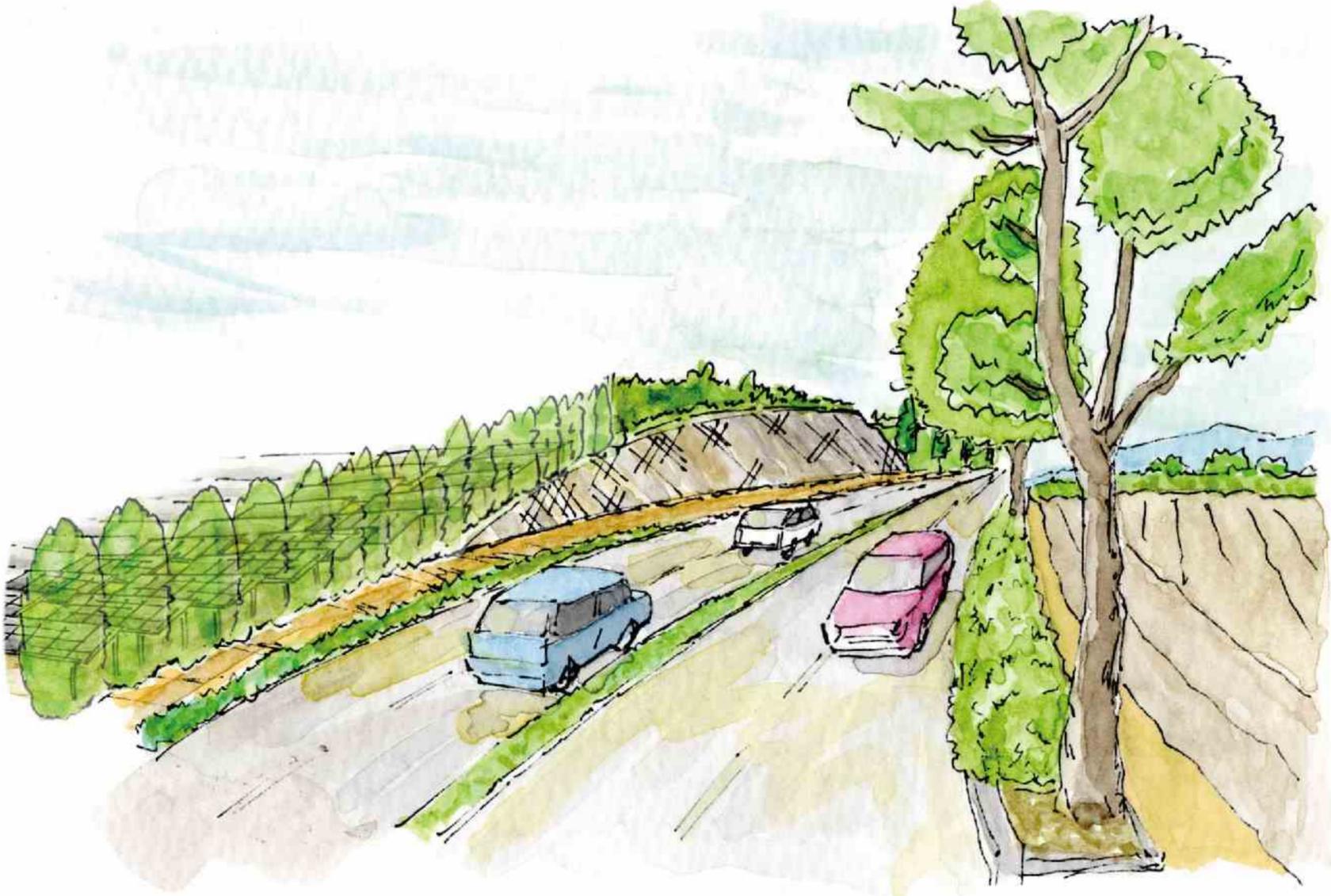
景観法第16条第1項に基づく「届出書」の提出にあたり、できるだけ早い段階で、事前相談に着手するよう努めること。

配慮事項
①及び③に
該当

主要道路沿道への設置による景観支障事例



主要道路沿道への設置による景観配慮事例



太陽電池モジュールの配置

配慮事項
②に該当

支障事例



配慮事例



眺望景観を阻害する景観支障事例

配慮事項
④に該当



海岸線への設置による景観支障事例

配慮事項
⑤に該当



歴史的まちなみへの景観支障事例

配慮事項
⑥に該当



山の斜面への設置による景観支障事例

配慮事項
④に該当



上図のような傾斜地部分では、下図のように施工箇所の突出が想定される。



山の斜面への設置による景観配慮事例

配慮事項
④に該当



上図のような平坦地部分では、下図のように施工箇所が目立ちにくいと想定される。



届出の手続

〈事前相談〉



お問い合わせ先

届出に関する問い合わせにつきましては、届出行為地を所管する下記の各広域本部景観建築課へお願いします。

所管地域	担当窓口
宇土市、美里町	熊本県県央広域本部土木部景観建築課 (熊本土木事務所) 〒860-0831 熊本中央区八王寺町1-20 電話：096-273-9634
上益城郡内(山都町を除く)	
上天草市	
玉名郡内	熊本県県北広域本部土木部景観建築課 (菊池地域振興局) 〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10 電話：0968-25-2724
合志市、大津町、菊陽町	
氷川町	熊本県県南広域本部土木部景観建築課 (八代地域振興局) 〒866-8555 熊本県八代市西片町1660 電話：0965-33-3117
水俣市、葦北郡内	
球磨郡内(錦町・五木村を除く)	

※景観行政団体及び自主条例制定市町村である各市町村の区域については、各市町村へお問い合わせください。

【景観行政団体】 熊本市・人吉市・八代市・荒尾市・玉名市・天草市・山鹿市・菊池市・宇城市・阿蘇市・南小国町
小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村・山都町・苓北町

【自主条例制定市町村】 錦町・五木村

上記は令和4年(2022年)3月末現在の状況です。

熊本県土木部都市計画課 景観管理班

〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18-1
TEL:096-333-2522 FAX:096-387-1152
メールアドレス:toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
所属：都市計画課
発行年度：令和3年度